

青森県報

第三千二百三十三号

平成二十二年
二月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課) ……
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(同) ……
漁船保険付保義務の発生……………	(同) ……
道路の区域の変更……………	(道路課) ……
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(河川砂防課) ……
右 同……………	(同) ……

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………
(警察本部) ……
(会計課) ……

告 示

青森県告示第九十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十二年四月一日から同月十三日まで
備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第九十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎	外ヶ浜第四区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字蟹田、字下蟹田、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田中師宮本の区域	主として底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八の三 小川 光幸		
北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 武	下前区域 下前漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の二 磯野 益雄		

青森県告示第九十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字野内字菊川二六三番地 青森市大字奥内字宮田一番地一 青森市八重田二丁目四番八号	青森
横内 憲悟 杉 田 勝 齋 藤 貞一	

青森県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別			敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
				後	前	前			
1	国 道	二七九号	むつ市大字関根字名子四の五〇から むつ市大字田名部字下平三五の二七まで	一三・〇〇メートルから 三六・〇〇メートルまで	一四・〇〇メートルから 一九・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルから 四八・五〇メートルまで	二六一・〇〇メートル	二二四・〇〇メートル	

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

一 大沢五号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は市道大沢梨子平三号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

九	八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	弘前市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	大沢
大泡	"	"	"	上村元	"	"	鷲上沢	大泡	字名
一の四四一	三一の六	三一の三	三一の七	二〇の二	三一の二	三一の二	三の八	一の二六	地番

二 茂森町二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱五号と標柱六号を結んだ線は市道常源寺線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	弘前市
南袋町	"	"	"	"	"	南袋町 西茂森一丁目
四の一	一の二三	一の二三	一の二七	一の二九	一一九	地番

青森県告示第九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

唐崎二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱四号を結んだ線は町道一〇四号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	北津軽郡中泊町
"	"	"	"	今泉
"	"	"	"	唐崎
二九八	三〇〇	三〇三の二	三〇三の一	地番

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
警察官冬帽子外 総数 一四、〇四四点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年十二月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
さくら野東北株式会社青森店
青森市新町一丁目一三の二
- 六 契約金額
四千八百七十三万三千二百三十円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十一年十一月六日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭